

令和2年度後期選抜募集要項

福島県立福島北高等学校

〒960-0201 福島市飯坂町字後畑1番地

TEL (024)542-4291

FAX (024)542-9930

1 募集定員

全日制の課程 総合学科 募集定員160名

ただし、前期選抜の合格者数を定員より除いた数とし、定員を充足しない場合のみ実施する。

2 出願資格

本校後期選抜に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、前期選抜又は連携型選抜において合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 出願手続き及び提出書類

- (1) 志願者は、一つの高等学校に限り出願することができる。
- (2) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、下記の書類を本校校長に提出する。
 - ① 令和2年度後期選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）
入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
 - ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。
 - ③ 後期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 上記(2)以外の者は、本校に問い合わせること。

- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。
- (5) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (6) 県外等からの出願については、本校に問い合わせること。

4 出願期間及び願書受付

- (1) 令和2年3月17日(火)から3月18日(水)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和2年3月18日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
その際、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

5 出願先変更

志願者は、令和2年3月19日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は受付時間について弾力的な対応をする。
その他、出願先変更の手続きは、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(所定の様式)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年3月17日(火)から3月23日(月)までとする。
郵送の場合には、3月23日(月)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

7 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、選抜を行う。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。
- (2) 面接 個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。面接については、点数化し、40点満点とする。
- (3) 小論文 小論文を実施する。あるテーマについて、600字以内で自分の考えを論じる。小論文については、点数化し、40点満点とする。

8 面接・小論文の日時及び会場

- (1) 日 時 令和2年3月24日(火) 午前9時～
- (2) 受付時間 午前8時10分～8時30分
- (3) 会 場 福島県立福島北高等学校
- (4) 持ち物 受験票、上ばき、筆記用具
- (5) 注意事項 携帯電話等の通信機器および計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

9 合格者発表

- (1) 合格者は、令和2年3月25日(水)午後3時以降に、本校において発表する。ただし、電話での問い合わせには応じない。
- (2) 「合格通知書」及び入学に必要な書類は、合格者発表のとき合格者に対して「受験票」と引き換えにより交付する。
ただし、交付時間は、合格者発表当日の午後5時までとする。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

10 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 障がい等のある志願者に対する配慮並びに本要項に記載されていない事項については、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。